

契約医療施設からのお知らせ

【施設移転のお知らせ】

善衆会病院が、平成28年5月1日をもちまして移転リニューアルオープンいたしました。

変更前	変更後
〒 379-2117 群馬県前橋市二之宮町 1381 TEL : 027-268-3321 FAX : 027-268-3204	〒 379-2115 群馬県前橋市筑井町 54-1 TEL : 027-261-5410 FAX : 027-289-8923
	

特定健診及び特定保健指導等について

早期発見・早期治療のために、まだ受診されていない方は早めに受診してください。

特定健診対象者 40歳から74歳までの被保険者（今年度40歳になる方を含む）

受診期限 平成29年3月31日

特定健診の受け方	健診結果の提出
①「受診券」を使って特定健診を受ける。（基本項目：無料） *受けられる施設は組合ホームページで確認するか、組合までお問合せください。	不要 健診施設より組合へ提出があるため
②当組合の契約健診施設で生活習慣病健診や人間ドック等を受ける。 *特定健診を受診したものとみなされます。（基本項目を満たしている場合） *当日人間ドック等補助金を利用できます。 *契約健診施設は組合ホームページで確認するか、組合までお問合せください。	不要 （当日補助金を利用した場合） 健診施設より組合へ提出があるため 必要* （当日補助金利用のない場合） 後日人間ドック等補助金を申請できます。
③未契約健診施設で生活習慣病健診や人間ドック等を受ける。 *特定健診を受診したものとみなされます。（基本項目を満たしている場合） *後日人間ドック等補助金を申請できます。	必要* 健診施設より組合へ提出がないため
④当組合の巡回健診を受ける。（平成28年度は9月上旬で終了しています。） *基本項目：無料	不要 健診機関より組合へ提出があるため

※提出いただくもの：「健診結果票のコピー」または「特定健診データ入力シート（問診・健診項目記入済のもの）」
特定健診データ入力シートは組合ホームページ（トップページ、ピックアップ）よりダウンロードするか組合までお問合せください。

特定保健指導をご利用ください（該当者のみ）

対象者 特定健診の受診結果判定が、「基準該当」または「予備群該当」となった方
《組合より「特定保健指導利用券」を送付します》

受診期限 平成29年3月31日 *初回面接を受けられる期限